

参議院議員会館維持管理・運営事業
(第二期)

入札説明書

令和元年5月

参議院

目 次

1. 公示日.....	1
2. 支出負担行為担当官.....	1
3. 事業概要.....	1
4. 競争参加資格.....	3
5. 担当部局.....	5
6. 競争参加資格の確認（第一次審査）等.....	6
7. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明.....	7
8. 本入札説明書に対する質問.....	7
9. 情報公開及び情報提供.....	8
10. 入札書及び第二次審査資料の提出.....	9
11. 入札方法等.....	9
12. 第二次審査資料等.....	10
13. 入札保証金及び契約保証金.....	11
14. 開札	12
15. 入札の無効.....	12
16. 事業者の選定方法等.....	13
17. 基本協定書の締結.....	15
18. 特別目的会社（SPC）の設立等.....	15
19. 事業契約の締結.....	15
20. 手続における交渉の有無.....	15
21. 支払条件.....	15
22. 本事業に係る業務以外で、本事業に直接関連する業務に関する他の契約を本事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無.....	15
23. 苦情申立て.....	15
24. 関連情報を入手するための照会窓口.....	16
25. その他.....	16
26. 添付書類.....	16

入札説明書

参議院議員会館維持管理・運営事業（第二期）に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書（添付資料を含む。以下「本入札説明書」という。）によるものとする。

なお、本入札説明書は、平成30年12月21日に公表した「参議院議員会館維持管理・運営事業（第二期）（仮称）実施方針」（添付資料を含む。以下「実施方針」という。）、並びに実施方針に関する質問回答及び意見等（以下「実施方針等」という。）を反映したものである。

また、本入札説明書に記載がない事項については、本入札説明書に対する質問・回答によるので、入札参加希望者及び入札参加者は、これらを踏まえ、入札等に必要の手続を行うこと。

1. 公示日

令和元年5月17日（金）

2. 支出負担行為担当官

支出負担行為担当官 参議院庶務部会計課長 黒川 和良
東京都千代田区永田町1-7-1

3. 事業概要

(1) 事業名

参議院議員会館維持管理・運営事業（第二期）

(2) 対象施設

参議院議員会館

(3) 設置場所

東京都千代田区永田町2-1-1

(4) 事業内容

参議院議員会館維持管理・運営事業（第二期）（以下「本事業」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）（以下「PFI法」という。）第7条の規定に基づき選定された事業として、開札の結果、落札者とされた者が、本事業を遂行することを目的とする特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立し、当該SPCが、落札者とされた者の提案に基づき、O（Operate）方式により、参議院議員会館（以下「議員会館」という。なお、本事業において、議員会館とは、参議院議員会館（地下駐車場を含む。）、外構（計画道路を含む。）、地下連絡通路及び地下鉄接続通路を指す。）の維持管理・運営に関する業務を行う。

次に主な業務を示すが、より詳細な業務内容については、「参議院議員会館維持管理・運営事業（第二期）事業契約書（案）」（以下「事業契約書（案）」という。）（資料-I）及び「参議院議員会館維持管理・運営事業（第二期）業務要求水準書」（以下「業務要求水準書」という。）（資料-II）を参照のこと。

参議院議員会館の維持管理、運営に関する業務の概要は以下のとおりである。

① 維持管理業務

下記の維持管理業務を行う。

- ア 建築物点検保守・修繕業務（植栽管理、選挙時等の対応等を含む。）
- イ 建築設備運転・監視業務
- ウ 長期修繕計画に基づく更新等業務
- エ 清掃業務（廃棄物の収集、ねずみ等の防除を含む。）

② 運營業務

下記の運營業務を行う。

- ア 受付業務
- イ 鍵管理業務
- ウ 什器・備品関連業務
- エ 会議諸室管理業務
- オ 全般管理業務（自治委員会・選挙関連事務等支援を含む。）
- カ 警備・駐車場管理業務
- キ 福利厚生業務

③ 本事業に含まれない業務

下記の業務については、参議院が実施する予定である。

- ア 光熱水費の支払業務（福利厚生業務に係る費用を除く。）
- イ 廃棄物の処理業務（参議院が運搬・処理業者と契約して行う予定。詳細は「業務要求水準書」（資料－Ⅱ）によるものとする。）

(5) 提供される業務の要求水準

「業務要求水準書」（資料－Ⅱ）によるものとする。

(6) 事業期間等

① P F I 事業

事業契約締結日から令和12年3月31日までの期間。

② 今後のスケジュールは次のとおりである。

令和元年5月17日	入札公告
令和元年5月20日～6月14日	本入札説明書に関する質問受付期間
令和元年6月28日頃	本入札説明書に関する質問回答（第1次）公表
令和元年7月11日	第一次審査資料の受付期限
令和元年7月19日頃	第一次審査結果の通知
令和元年7月19日頃	本入札説明書に関する質問回答（第2次）公表
令和元年9月12日	入札書及び第二次審査資料の提出期限
令和元年11月8日	開札及び落札者の決定
※開札の結果、再度入札となった場合は以後の日程が変わることがある。	
令和元年11月頃	落札者との基本協定の締結
令和元年12月頃	S P Cとの事業契約の締結
令和12年3月31日	本事業終了

4. 競争参加資格

(1) 基本的要件

- ① 入札参加者（「6. 競争参加資格の確認（第一次審査）等」で示す競争参加資格の確認手続を経て、競争参加資格があると認められた者をいう。以下同じ。）は、3.（4）①及び②に掲げる業務を実施することを予定する一の企業又は複数の企業によって構成されるグループとする。後者においては、入札参加者を構成する企業が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにし、入札参加者を構成する企業の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行う。
- ② 代表企業及び代表企業以外の入札参加者を構成する企業（入札参加者を構成する企業が一者の場合は当該企業）は、SPCに出資を行う（代表企業は必ずSPCに出資を行うが、入札参加者を構成する全ての企業がSPCに出資する必要はない。）。
なお、SPCの株主は下記の要件を満たすこと。
 - ア 代表企業及び構成員（代表企業以外の入札参加者を構成する企業でSPCに出資を行う企業をいう。以下同じ。）（入札参加者を構成する企業が一者の場合は当該企業）である株主がSPCの株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有する。
 - イ 代表企業及び構成員を除く株主の議決権保有割合が出資者中最大とならない。
 - ウ SPCの株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでSPCの株式を保有することとし、参議院の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。
- ③ 入札に当たり、代表企業、構成員及び協力企業（代表企業、構成員以外の入札参加者を構成する企業でSPCに出資を行わない企業をいう。以下同じ。）のそれぞれは、3.（4）①及び②のいずれの業務に携わるかを明らかにする（入札参加者を構成する企業が一者の場合は当該企業が全ての業務に携わることを明らかにする。）。なお、各業務は、入札参加者を構成する企業のうち一者が、複数の業務を兼ねて実施することは妨げない。
- ④ 入札参加者を構成する企業の変更は認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限の日までの期間に限り、入札参加者を構成する企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、参議院と協議するものとし、その事情を検討の上、参議院が認めた場合はこの限りではない。
- ⑤ 入札参加者を構成する企業のいずれかが、他の入札参加者を構成する企業でないこと。
- ⑥ 当該入札参加者を構成する企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の入札参加者を構成する企業でないこと。ただし、当該入札参加者の協力企業と資本関係又は人的関係のある者が他の入札参加者の協力企業である場合を除く。
- ⑦ 上記⑥の「資本関係又は人的関係のある者」とは、次に定める基準に該当する場合をいう。
 - ア 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）又は子会社等の一方が、会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する

再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合を除く。

- a. 子会社等と親会社等（会社法第 2 条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。 b. において同じ。）の関係にある場合
- b. 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、a. については、会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

- a 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役員）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体等を含む。）とその組合構成員の関係にある場合。その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 入札参加者を構成する企業に共通の参加資格要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- ② 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、所定の手続に基づく再認定を受けていること。）
- ④ 予決令第 73 条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- ⑤ P F I 法第 9 条に定めのある、欠格事由に該当しない者であること。
- ⑥ 入札参加表明書及び競争参加資格の確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、参議院から指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑦ 参議院が本事業に関する検討を委託した P w C アドバイザリー合同会社（同協力事務所として渥美坂井法律事務所・外国法共同事業）及び株式会社佐藤総合計画（同協力会社として株式会社 A G スクーデリア）、又はこれらの者と資本面若しくは人事面におい

て関連がある者でないこと。なお、「資本面若しくは人事面において関連がある者」とは、(1)⑦に同じ。

⑧ 参議院が事業者の選定に当たり、PFI法第11条に定める客観的な評価を行うため、平成31年4月1日付けで設置した「参議院議員会館維持管理・運営事業（第二期）総合評価審査委員会」（以下「審査委員会」という。16.（2）参照。）の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、「資本面若しくは人事面において関連がある者」とは、(1)⑦に同じ。

⑨ 暴力団排除に関する誓約書を提出した者であること。

(3) 維持管理企業に共通の参加資格要件

入札参加者を構成する企業のうち維持管理業務に携わる企業は、下記の要件を満たすこと。

① 平成31・32・33年度参議院競争参加資格（全省庁統一資格）審査において、「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

② 複数の企業で分担する場合には、いずれの企業においても上記要件を満たしていること。また、維持管理業務を行うに当たって必要な資格（許可・登録・認定等）を有すること。

(4) 運営企業に共通の参加資格要件

入札参加者を構成する企業のうち運営業務に携わる企業は、下記の要件を満たすこと。

① 平成31・32・33年度参議院競争参加資格（全省庁統一資格）審査において、「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

② 複数の企業で分担する場合には、いずれの企業においても上記要件を満たしていること。また、運営業務を行うに当たって必要な資格（許可・登録・認定等）を有すること。

③ 警備・駐車場管理業務のうち、警備業務に携わる企業については、警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定に基づく認定を有する者であること。

5. 担当部局

(1) 入札及び契約手続に関する問合せ先

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-16

参議院管理部営繕課契約係

電話 03-5521-7536（ダイヤルイン）

FAX 03-5512-3881

(2) 要求水準書等に関する問合せ先

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-16

参議院管理部管理課企画室

電話 03-5521-7563（ダイヤルイン）

FAX 03-5512-3887

6. 競争参加資格の確認（第一次審査）等

- (1) 入札参加希望者は、本件入札に参加することを表明し、4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、入札参加表明書及び競争参加資格確認に関する書類（以下「参加表明書等」という。）を提出し、参議院より競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。入札参加表明書において、4. (3) ①若しくは②、(4) ①若しくは②の認定等を受けていない企業を含む者においても、次に従い参加表明書等を提出することができる。この場合において、4. (2) 又は(4) ③に掲げる要件を満たしており、かつ、4. (3) ①若しくは②、又は(4) ①若しくは②の認定等を受けていない企業にあっては、開札の時ににおいて上記企業が4. (3) ①及び②又は(4) ①及び②に掲げる要件を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて上記の企業がこれらの要件を満たしていなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加することができない。

- ① 提出期限： 令和元年7月11日（木）まで。
休日（国会に置かれる機関の休日に関する法律（昭和63年法律第105号）第1条第1項に規定する国会に置かれる機関の休日。以下同じ。）を除く毎日、午前9時30分から午後5時まで。

- ② 提出場所： 5. (1) に同じ。

- ③ 提出方法： 参加表明書等の提出は、提出場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

- (2) 提出書類は、「参議院議員会館維持管理・運営事業（第二期） 提出書類の記載要領」（以下「記載要領」という。）（資料－Ⅲ）に従い作成すること。

- (3) 競争参加資格の確認は、参加表明書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和元年7月19日（金）頃までに参議院より代表企業へ通知する。

- (4) 競争参加資格確認後は、代表企業、構成員又は協力企業の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更は認めない。

ただし、やむを得ない事情が生じ、代表企業、構成員又は協力企業を入札書及び第二次審査資料提出日までに変更又は追加しようとする者にあつては、参議院と事前協議を行い、参議院の承諾を得るとともに、変更又は追加後において4. に掲げる競争参加資格を有することが確認できる場合（当該変更又は追加しようとする企業が、4. (3) ①若しくは②、又は(4) ①若しくは②の認定等を受けていない企業（当該認定等に係る申請を行ったことを確認できる企業に限る。）である場合は、当該企業が、4. (2) 又は(4) ③に掲げる要件を満たしており、かつ、4. (3) ①若しくは②、又は(4) ①若しくは②の認定等を受けていない企業にあっては、開札の時ににおいて当該企業が4. (3) ①及び②又は(4) ①及び②に掲げる要件を満たしていることを条件とする。）に限り、代表企業、構成員又は協力企業の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更をすることができる。

なお、この場合においては、速やかに構成員等変更届を「記載要領」（資料－Ⅲ）に定めるところに従い提出すること。

(5) その他

- ① 参加表明書等の作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
- ② 参議院は、提出された参加表明書等を、競争参加資格の確認以外に入札参加希望者に無断で使用しない。
- ③ 入札参加希望者は、提出した参加表明書等を、参議院の了解なく公表、使用してはならない。
- ④ 提出された参加表明書等は返却しない。
- ⑤ (4) ただし書に該当する場合を除き、提出期限以降における参加表明書等の差し替え及び再提出は認めない。したがって、入札参加希望者は「記載要領」（資料－Ⅲ）を熟読し、脱漏・不備等がないよう特段の注意を払い、参加表明書等を作成すること。
- ⑥ 参加表明書等に関する問合せ先 5. (2) に同じ。

7. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、参議院における入札及び契約の過程に係る苦情処理手続要領（平成 26 年 9 月 19 日事務総長決定）に基づき、競争参加資格がないと認められた理由について、苦情申立書（「記載要領」（資料－Ⅲ）参照）を参議院に提出し説明を求めることができる。

- ① 提出期限： 参議院が競争参加資格がないと認めた理由の通知を行った日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内
- ② 提出場所： 5. (1) に同じ。
- ③ 提出方法： 持参又は郵送（書留郵便に限る。）。

(2) 参議院は、(1) により説明を求められたときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内に苦情審議結果通知書にて回答する。

8. 本入札説明書に対する質問

(1) 本入札説明書に対する質問がある場合には、「記載要領」（資料－Ⅲ）に基づき、質問書を提出すること。

- ① 提出期間： 令和元年 5 月 20 日（月）から令和元年 6 月 14 日（金）まで。
持参する場合は、上記期間の休日を除く毎日、午前 9 時 30 分から午後 5 時まで。
- ② 提出場所： 5. (2) に同じ。

- ③ 提出方法： 質問書はMicrosoft Excel (Excel2010に対応した形式とする。)で作成した電子ファイルとし、当該電子ファイルを保存したCD-Rを持参、郵送(書留郵便に限る)、電子メールのいずれかにより、期限まで必着するように提出すること。なお、FAXによるものは受け付けない。また、電子メールで提出する場合には、当該電子ファイルを電子メールに添付し、件名・題名には「【参・議員会館第二期事業】入札説明書質問(会社名)」とし、電子ファイルの名称は、当該電子ファイル名の最後に「(会社名)」を追記すること。電子メールの送信先については、5.に同じである。なお、回答を受ける担当者の部署、氏名、電話及びFAX番号、メールアドレスを必ず記載すること。

(2) (1)の質問に対する回答書は、参議院のホームページに掲載する。

- ① 掲載時期： 質問に対する回答書は、質問の内容に応じて段階的にホームページに掲載する予定である。現在想定している掲載時期は、以下に示すとおりである。

第1次：令和元年6月28日頃

第2次：令和元年7月19日頃

- ② URL : 5.に同じ。

(3) その他

上記の入札説明書に関する質問以外に、競争参加資格確認の結果、競争参加資格があると認められた入札参加者に対して、あらためて入札説明書に関する質問の機会を設けることを予定している。詳細は、競争参加資格の確認結果通知の際に示す。

9. 情報公開及び情報提供

(1) 情報公開及び情報提供の方法

本事業に関する情報提供は、原則として下記のホームページを通じて適宜行う。

「参議院議員会館維持管理・運営事業(第二期)」ホームページ

<<http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/choutatu/2018pfi/index.html>>

【参議院ホームページ>調達関連情報>参議院議員会館維持管理・運営事業(第二期)】

なお、一部の資料はホームページには掲載せず、下記の要領にて閲覧に供する。

① 閲覧場所： 参議院事務局

② 閲覧期間： 令和元年5月27日(月)から令和元年5月31日(金)まで

③ 閲覧時間： 午前：午前9時30分～午後0時30分

午後：午後1時30分～午後4時30分

具体的な閲覧時間については、⑤により閲覧を申し込んだ者に対し、別途参議院より連絡する。

④ 閲覧資料： 閲覧の対象資料については、業務要求水準書第5章を参照すること。

⑤ 閲覧申込方法： 資料の閲覧申込は令和元年5月20日(月)から令和元年5月24日(金)午後5時までの間に、関連資料閲覧申込書(「記載要領」(資料-Ⅲ)参照。)をメールに添付し、5.の担当部局へ行うこと。閲覧申込は先着順で受け付け、閲覧日を調整する。また、閲覧時間の連絡があった者は、閲覧時に、代表者印を押印した守秘義務に関する誓約書(「記載要領」(資料-Ⅲ)参照。)を5.の担当部局へ持参すること。

(2) その他

上記の情報公開及び情報提供以外に、競争参加資格確認の結果、競争参加資格があると認められた入札参加者に対して、あらためて情報公開及び情報提供の機会を設けることを予定している（入札参加者に示す予定の追加事項については、業務要求水準書第5章を参照。）。詳細は、競争参加資格の確認結果通知の際に示す。

10. 入札書及び第二次審査資料の提出

競争参加資格確認の結果、競争参加資格があると認められた入札参加者は、入札書及び本事業に関する提案内容を記載した第二次審査資料を提出すること。

なお、以下の提出日時までに入札書及び第二次審査資料を提出しない者は本競争に参加することができない。

- (1) 提出期限： 令和元年9月12日（木）まで。
休日を除く毎日、午前9時30分から午後5時まで。（ただし、郵送による提出の受領期限は、令和元年9月12日（木）午後5時（必着）まで。）
- (2) 提出場所： 5. (1)に同じ。
- (3) 提出方法： 持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

11. 入札方法等

- (1) 入札方法
 - ① 入札参加者は、本入札説明書及び本入札説明書に対する質問・回答を熟覧の上、入札書を提出しなければならない。
 - ② 入札書は持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。
 - ③ 入札書は、「記載要領」（資料－Ⅲ）に従い作成し、封かんの上、入札参加者の氏名（代表企業の氏名）を表記し、入札公告に示した時刻までに提出しなければならない。
 - ④ 郵送（書留郵便に限る。）により入札書を提出する場合には、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、契約担当官宛の親展で提出しなければならない。
 - ⑤ ④の入札書は入札公告に示した時刻までに到着しないものは無効とする。
 - ⑥ 入札書を提出するに当たっては、参議院により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参しなければならない。ただし、郵送による入札の場合は、当該通知書の写しを表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。
 - ⑦ 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を「記載要領」（資料－Ⅲ）に従い作成し、提出場所に持参させなければならない。

- ⑧ 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- ⑨ 入札参加者は、予決令第 71 条第 1 項の規定に該当する者を入札代理人にすることができない。
- ⑩ 入札をした者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(2) 入札の辞退

- ① 入札参加者は、入札書及び第二次審査資料の提出に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。この場合、「記載要領」（資料－Ⅲ）に定める入札辞退届を 5.（1）の場所に直接持参、又は郵送（入札書及び第二次審査資料の提出日の前日までに到達するものに限る。）することにより、申し出るものとする。
- ② 入札参加を取りやめた者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(3) 公正な入札の確保

- ① 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ② 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格又は入札書、その他支出負担行為担当官に提出する書類の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。
- ③ 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格又は入札書等を意図的に開示してはならない。

(4) 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(5) 入札価格の記載

入札価格の算定方法については、「参議院議員会館維持管理・運営事業（第二期）PFI 事業費の算定及び支払方法」（以下「PFI 事業費の算定及び支払方法」という。）（資料－Ⅳ）を参照すること。

12. 第二次審査資料等

- (1) 第二次審査資料は、「記載要領」（資料－Ⅲ）に定めるところに従い作成すること。
- (2) 第二次審査資料の作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

(3) 第二次審査資料の取扱い・著作権

① 著作権

第二次審査資料の著作権は、入札参加者に帰属する。なお、本事業の公表その他参議院が必要と認めるときは、参議院は第二次審査資料の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の第二次審査資料については、本事業の公表以外については使用せず、落札者決定後、落札者以外の入札参加者の第二次審査資料については返却する。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負う。

③ 資料の公開

参議院は、落札者の選定後、審査結果の公表の一環として、必要に応じて、入札参加者から提出された提出書類（選定されなかった入札参加者からの提出書類を含む。）の一部を公開する場合がある。

なお、公開に際しては、提案した入札参加者のノウハウや手法を特定することができる内容等、公開されることにより著しく提案した入札参加者の権利が阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細について参議院と各入札参加者との間で協議する。

(4) 参議院が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(5) 複数の提案を行うことはできない。

(6) 第二次審査資料提出後は、第二次審査資料の変更はできない。

(7) 提出された第二次審査資料が次のいずれかに該当する場合は、原則その第二次審査資料を無効とする。

- ① 第二次審査資料の全部又は一部が提出されていない場合
- ② 第二次審査資料と無関係な書類である場合
- ③ 他の事業の第二次審査資料である場合
- ④ 白紙である場合
- ⑤ 本入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
- ⑥ 発注者名に誤りがある場合
- ⑦ 事業名に誤りがある場合
- ⑧ 入札参加者名に誤りがある場合
- ⑨ その他未提出又は不備がある場合

(8) 第二次審査資料に関する問合せ先は5. (2)に同じ。

13. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

- (2) 契約保証金
免除する。

14. 開札

- (1) 日 時： 令和元年 11 月 8 日（金）午後 2 時
- (2) 場 所： 参議院第二別館東棟 2 階 営繕課・電気施設課会議室
- (3) その他： 入札参加者である代表企業又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

15. 入札の無効

- (1) 次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
 - ① 入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札
なお、参議院により競争参加資格があると確認された者であっても、入札書提出後開札の時までに 4. に掲げる資格を失った者、又は開札の時において 4. に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。
 - ② 入札書の提出期限後に到達した入札
 - ③ 委任状を持参しない代理人のした入札
 - ④ 入札書と同時に提出することが求められている第二次審査資料を提出しない者又は不備のある第二次審査資料を提出した者のした入札
 - ⑤ 入札参加表明書に記載された入札参加者である代表企業以外の者のした入札
 - ⑥ 入札参加表明書その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者のした入札
 - ⑦ 記名押印を欠く入札
 - ⑧ 金額を訂正した入札
 - ⑨ 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
 - ⑩ 明らかに連合によると認められる入札
 - ⑪ 同一事項の入札について他の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
 - ⑫ その他本入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

- (2) 開札後、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の公共事業等からの排除要請があった場合は、当該者のした入札は無効として取り扱う。無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

16. 事業者の選定方法等

(1) 落札者の決定方式

参議院は、価格及びその他の条件が参議院にとって最も有利な事業提案をした者を落札者として決定する総合評価落札方式（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の6、予決令第91条第2項）により事業者を選定する。また、本事業は、政府調達協定（「1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定」をいう。）の対象であり、事業者の選定手続については、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）が適用される。

(2) 事業者の選定体制

参議院は、事業者の選定に当たり、PFI法第11条に定める客観的な評価を行うため、平成31年4月1日付けで設置した審査委員会において、入札参加者が提案する事業提案に対する評価についての審査を委ね、参議院は審査委員会の審査結果を受けて、総合評価落札方式により落札者を決定する。

審査委員会の委員構成は以下のとおり。なお、参議院事務局職員にあつては、人事異動が発生した場合はその官職に就いた後任者とする。

委員長	山内 弘隆	（一橋大学 大学院 経営管理研究科 経営管理専攻 特任教授）
委員	安登 利幸	（亜細亜大学 都市創造学部 都市創造学科 教授）
委員	宇野 二郎	（横浜市立大学 国際総合科学群 人文社会科学系列 教授）
委員	小松 幸夫	（早稲田大学 理工学術院 創造理工学部 建築学科 教授）
委員	野城 智也	（東京大学 生産技術研究所 教授）
委員	金澤 真志	（参議院事務局管理部長）

(3) 事業者の選定方法

参議院は、以下の手順により本事業の実施に携わる事業者を選定する。

① 第一次審査

第一次審査は、入札参加者が、本事業の実施に携わる者として適正な資格と必要な能力を備えていることを確認するものであり、本入札説明書に定める資格の有無について確認する。

参議院は、入札参加者が提出した第一次審査資料について、資料作成の不備の有無、本入札説明書に示す競争参加資格要件の有無を確認し、資料作成の不備がある者及び競争参加資格が無いと認められる者を欠格とする。

なお、第一次審査の結果は、第二次審査資料を提出できる有資格者を選定するものであり、第一次審査の結果は第二次審査に影響を与えるものではない。

第一次審査の結果、競争参加資格が有ると認められた入札参加希望者は、第二次審査資料を提出することができる。

② 第二次審査

第二次審査は、総合評価落札方式により落札者を決定するため、入札参加者が策定した事業提案の内容を評価するものであり、「参議院議員会館維持管理・運営事業（第二期）事業者選定基準」（以下「選定基準」という。）（資料-V）に定める評価項目及び得点配分により評価する。

参議院は、入札参加者が提出した第二次審査資料について、資料作成の不備の有無を確認し、入札参加者が策定した事業提案の内容の評価についての審査を審査委員会に委ねる。

事業提案の内容の評価は、選定基準に定める各評価項目について、選定基準を満たしているものには基礎点を得点として与え、さらに、選定基準を超える部分について評価に応じた得点を付与する。

参議院は、事業提案の内容の評価に関する審査委員会の審査結果の報告に基づき、資料作成の不備がある提案、及び基礎点を得られない評価項目がある提案を不採用とする。

なお、審査過程において第二次審査資料を提出した入札参加者にヒアリングを実施する。ヒアリングの日時は追って通知する。なお、ヒアリングに係る費用は、入札参加者の負担とする。

③ 開札

参議院は、採用となった事業提案をした入札参加者による入札価格と予定価格を比較し、入札価格が予定価格の範囲内にある提案について総合評価を行う。

なお、開札した全ての入札価格が予定価格を超えている場合は、入札参加者が策定した事業提案の変更を行った上で、再度入札を行う。

再度入札は、参議院が指定する日時に行う。

④ 総合評価

ア 入札参加者は入札書及び事業提案をもって入札し、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、イによって得られる基礎点と加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

イ 入札参加者からの事業提案を「選定基準」（資料－V）に基づき審査する。ただし、事業提案に要求範囲外の事業提案が記載されていた場合、その部分は採点の対象としない。

a. 事業提案が要求水準（必須項目）を充足しているかについて審査を行い、事業提案が要求水準（必須項目）を充足している場合は適格とし、充足しない場合は欠格とする。

なお、適格者については、基礎点を付与する。

b. 事業提案のうち参議院が特に重視する項目（加算項目）について、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて加算点を付与する。

ウ アにおいて、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

⑤ 入札結果の公表

入札結果は、落札者の決定後、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、官報掲載及び参議院のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

なお、PFI法第11条に規定する客観的評価については、参議院が落札者と基本協定を締結した後に公表する。

17. 基本協定書の締結

落札者は、落札決定後7日以内（休日を含まない。）に、参議院を相手方として、「参議院議員会館維持管理・運営事業（第二期）基本協定書（案）」（以下「基本協定書（案）」という。）（資料－VI）により、基本協定を締結しなければならない。ただし、参議院の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

18. 特別目的会社（SPC）の設立等

落札者は、本事業を実施するため、会社法に定める株式会社として特別目的会社（SPC）を事業契約締結時まで設立する。

なお、落札者等のSPCに対する出資に関する詳細については、「基本協定書（案）」（資料－VI）を参照のこと。

19. 事業契約の締結

（1）契約書作成の可否等

「事業契約書（案）」（資料－I）により、作成するものとする。

（2）事業契約の締結

SPCは、落札決定後、基本協定書に定めるところにより、参議院を相手方として、「事業契約書（案）」（資料－I）により事業契約を締結しなければならない。ただし、参議院の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

事業契約の証として事業契約書2通を作成し、そのうち1通にSPCの負担で収入印紙を貼り付けの上、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。事業契約書には、事業契約書別紙のほか、事業契約に関連する全ての書類を添付する。事業契約に係る書類の一切は、SPCが用意すること。

（3）契約金額

契約金額は、落札者が入札書に記載した金額に消費税相当金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。

20. 手続における交渉の有無

無。

21. 支払条件

「PFI事業費の算定及び支払方法」（資料－IV）を参照のこと。

22. 本事業に係る業務以外で、本事業に直接関連する業務に関する他の契約を本事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無

無。

23. 苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、政府調達に関する苦情の処理手続（平成7年12月14日付政府調達苦情処理推進本部決定）により、政府調達苦情検討委員会

(連絡先：内閣府 政府調達苦情処理対策室 (政府調達苦情検討委員会事務局)、電話 03-5253-2111 (内線 32224)) に対して苦情を申立てることができる。

24. 関連情報を入手するための照会窓口

5. に同じ。

25. その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加希望者及び入札参加者は、本入札説明書を熟読し、かつ、遵守すること。
- (3) 入札をした者は、入札後、本入札説明書についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。
- (4) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、参議院は指名停止等を行うことがある。
- (5) 本入札説明書を入手した者は、これを本入札手續以外の目的で使用してはならない。
- (6) 事業提案については、その後の他の事業において、その内容が一般的に適用される状態になった場合には、無償で使用できるものとする。ただし、入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある提案についてはこの限りでない。
- (7) 事業提案を認めることにより、落札者及びS P Cの責任が軽減されるものではない。
- (8) この一般競争を行う場合において了知し遵守すべき事項は、入札心得による。なお、本入札説明書と入札心得の記載内容に矛盾又は相違がある場合には、本入札説明書を優先して適用する。

26. 添付書類

本件入札説明書の添付資料は次のとおりである。

資料-I	参議院議員会館維持管理・運営事業 (第二期)	事業契約書 (案)
資料-II	参議院議員会館維持管理・運営事業 (第二期)	業務要求水準書
資料-III	参議院議員会館維持管理・運営事業 (第二期)	提出書類の記載要領
資料-IV	参議院議員会館維持管理・運営事業 (第二期)	P F I 事業費の算定及び支払方法
資料-V	参議院議員会館維持管理・運営事業 (第二期)	事業者選定基準
資料-VI	参議院議員会館維持管理・運営事業 (第二期)	基本協定書 (案)
資料-VII	参議院議員会館維持管理・運営事業 (第二期)	業績等の監視及び改善要求措置要領